

○環境省令第七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第三項第一号並びに第二十三條第一項ただし書及び第三項の規定に基づき、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十四日

環境大臣 山口 壯

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(汚染土壌処理業の許可の基準)</p> <p>第四条 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に関する基準</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（以下「排水水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>又 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第九條の四第一項各号に掲</p>	<p>(汚染土壌処理業の許可の基準)</p> <p>第四条 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に関する基準</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第十八号イにおいて「排水水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>又 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第九條の四第一項各号に掲</p>

げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。以下「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) (略)

ル〜ワ (略)

二 (略)

(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

第九条 法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 申請書に記載した種類の変更

二 申請書に記載した構造（当該構造について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）の変更であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 次の(1)から(7)までに掲げる変更

(1) 浄化等処理施設のうち浄化を行うための施設にあつて

げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十九号イにおいて「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) (略)

ル〜ワ (略)

二 (略)

(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

第九条 法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第二十二条第二項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。

(新設)

(新設)

-
- は、浄化設備に係る変更
- (2) 浄化等処理施設のうち溶融を行うための施設にあっては、溶融設備に係る変更
- (3) 浄化等処理施設のうち不溶化を行うための施設にあっては、反応設備に係る変更
- (4) セメント製造施設にあっては、熱処理設備に係る変更
- (5) 埋立処理施設にあっては、遮水構造、擁壁又はえん堤に係る変更
- (6) 分別等処理施設にあっては、異物除去設備又は含水量調整設備に係る変更
- (7) 自然由来等土壌利用施設に係る変更
- ロ 悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）
- ハ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排水水を公共水域に排出する場合には、排水水基準の適合に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）
- ニ 排水水を排除して下水道を使用する場合には、排除基準の適合に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対
-

する影響が増大しないものを除く。）

ホ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口から大気に排出される第四条第一号フ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の許容限度への適合に係る変更（当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）

三 申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第二十

三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。）の増大

四 申請書に記載した特定有害物質による汚染状態の変更

（新設）

（新設）

様式第三（第十一条第一項関係）

様式第三（第十一条第一項関係）

様式第三（第十一号第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書		年 月 日
都道府県知事 様 (市長)		
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名		
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第28条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業種 の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第9条に規定する種類の変更 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第5号、第29号及び第30号に掲げる書類に記載した事項 <input type="checkbox"/> 同令第3条各号に規定する事項 () () 変更前 変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 汚染土壌処理業に関する省令第3条第7号から第9号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第三（第十一号第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書		年 月 日
都道府県知事 様 (市長)		
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名		
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第28条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業種 の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第5号、第29号及び第30号に掲げる書類に記載した事項 <input type="checkbox"/> 同令第3条各号に規定する事項 () () 変更前 変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 汚染土壌処理業に関する省令第3条第7号から第9号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

附 則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。